

写

平成23年12月22日

東部地域広域水道企業団
企業長 江口 英雄 様

東部地域広域水道企業団水道料金審議会

東部地域広域水道企業団水道事業に係る水道料金等について（答申）

平成23年8月30日付け東水企第8-85号で、当審議会に対して諮問が
ありましたこのことについて、次のとおり答申します。



東部地域広域水道企業団水道料金審議会では、企業長からの諮問を受け、平成23年8月30日より計7回にわたり審議会を開催いたしました。

会議の進行に当たっては、基幹水道施設である葛野川取水導水場、百蔵浄水場の視察をはじめ、企業団設立や両市水道事業の統合に係る経緯を把握するとともに、老朽管の更新をはじめとする施設の保守保全の必要性を十分認識した上で、水道事業の現状、財政状況と今後を見通し、料金改定などについて慎重に調査、審議を行いました。

その結果、水道事業が市民生活や経済活動に与える影響を十分に考慮した上で、次のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

(1) 料金改定について

水需要の動向や、施設の状況、水道事業の経営状況から判断すると、水道料金の値上げは止むを得ない。

(2) 料金改定率について

料金算定期間を平成24年から平成28年までの5年間とし、平均19.8%の引き上げとすることが妥当である。

(3) 料金改定の時期について

現在の経営状況から判断すると、平成24年度とすることが適切であるが、今後の企業団の収支状況や、利用者への影響を十分考慮し、適切な改定時期を見極められたい。

(4) 料金体系について

超過料金への依存は抑え、料金総収入に占める基本料金収入の割合を上げることが望ましい。

「答申に至った経緯」

1. 水道事業の現状

水道事業は、市民生活をする上で、欠かすことのできないものであるとともに、都市活動、経済活動を支える最も重要なライフラインであり、常に安心でおいしい水を安定的に供給していくという責務がある。

東部地域広域水道企業団は、高度成長時代における将来展望の中で、大月市と上野原町が「水」を確保し、地域住民に良質な水を広く安定的に供給することを目的として、国の補助事業を受け、県の計画したダム事業に参画したことにより始まり、平成18年度に両市の水道事業を統合し上水道の供給を引き継いだ。

水道事業は、原則として独立採算制で経営するものであるため、本来全ての事業費を水道料金や加入金で賄わなければならないが、企業団においては、経常収支は統合前である平成17年度の両市の合計がマイナス1億8千2百万円であったのに対し平成22年度は両市から合わせて3億円の繰入を受けた上でもマイナス3億9千5百万円となっており、厳しい経営状況となっている。

統合にあたり、水道料金は当時の上野原市の水道料金に統一された。その際、継続中であった特定広域化施設整備事業が終了するまでの間料金改定は実施しないこととしていた。これにより、全国の同規模同形態の水道事業体と比較すると低い料金水準のまま据え置かれ、料金収入の増加は見込めなくなったことから、両市が補助金にて経営を補うこととなった。

また、平成21年度まで実施された特定広域化施設整備事業では、安全な水の安定供給と両市内の簡易水道の統合及び未普及地域の解消を目的に、給水人口7万人を目標に事業を展開したが、時代の変化の中、現在の給水人口は4万人に留まる一方で、広く設定された事業エリアは給水人口に対して大きな施設を要し、総事業費は270億円に上ることとなった。

平成18年の統合時に57億4千8百万円に上る多額の地方債を両市より引き継いでいるが、特定広域化施設整備事業により発生した企業債と合わせると、平成22年度決算では企業債未償還残高が103億7千8百万円に上り、減価償却費も7億2千3百万円となっている。

一方、水需要については、核家族化、少子化などの人口の減少など、ライフスタイルの変化や、環境問題への意識の高まりを背景とした節水意識の向上や節水型機器の普及により、統合前より給水人口が2千2百人程増加しているにもかかわらず、逆に給水量が年間8万 m^3 減少しており、料金収入の伸び悩みの要因となっている。

1 m^3 当たりの供給単価（1 m^3 当たりの平均販売価格）を見ると、平成22年度は139.6円となっており、給水原価（1 m^3 当たりの製造原価）の291.67

円を大きく下回る「原価割れ」の状態となっている。

これらの状況に対し、企業団では、経営の効率化等を図り、施設の合理化による経費の節減や人件費の削減等を行ってきたが、今後の事業と収入の状況を考慮すると、さらに経営が困難な状況となることが見込まれる。持続可能な水道事業を実現するためには、財源の確保と、経営基盤を強化し安定した収入による健全経営が必要となる。

2. 水道料金改定の妥当性について

水道事業の継続を考えると、社会経済が低迷し利用者を取り巻く環境が厳しさを増していることを考えると、ダム事業や特定広域化施設整備事業に係る費用を値上げで確保しようとするのは安易に認められない。そこで、企業団の事業経営に対する姿勢と努力及び両市からの繰入金による補てん状況を踏まえ慎重に審議し、次のことを確認した。

- ① 水道事業の経費については、業務の一部を民間委託により効率化を図り、また人件費の削減を進めたことや、施設の統廃合などにより、コストの削減に努めている。職員数は、平成18年度は24名であったが、平成22年度までに14名に削減されており、平成24年度には更に12名までの削減を予定している。
- ② 水道料金の収入については、滞納整理を強化し、水道料金の未収金の回収に努めた結果、平成22年度末時点の収納率は、99.9%と高い水準となっている。
- ③ 料金収入低迷の要因は、市民のライフスタイルの変化や節水型社会への転換など、社会構造の変化によるところが大きいいため、現時点では水道事業として特段の対策を取ることが困難である。
- ④ 水道事業の経営を確保するためには、企業債借入額を増額するか、水道料金を改定して値上げすることになるが、後年度の負担を考えると、企業債借入額を増やすことは適当でない。

以上のことより総合的に判断すると、料金改定を行い、水道料金を値上げすることは、市民生活に与える影響を考慮しても止むを得ないと判断する。

3. 改定率について

審議会では、改定率を決定するに当たり、以下の点を算定根拠とした。

- ① 今後における財政状況を試算するに当たり、将来の経営を圧迫しない範囲で、老朽管の更新等の事業を行う必要があるものとして、料金算定期間中の建設改良事業費を年平均で1億2千万円程度とすること。
- ② 経営の健全化に要する改定額が過大であり、市民生活等への影響が大きいため、料金改定は段階を追うこととし、今回は、第1段階として、企業団が資金破たんしないために必要な改定率とすること。
- ③ 次回以降の改定率等については、実施の段階で経営状況等を考慮の上、別に算定すること。
- ④ 水道料金の改定における算定期間については、昨今の経済情勢を鑑みて5年とする。
- ⑤ 改定時期については、企業団の経営状況から見て、利用者への周知をふまえ早急に改定を行うことが望ましい。

以上のことにより総合的に判断すると、料金算定期間を平成24年から平成28年までの5年間とし、平均19.8%の引き上げとすることが妥当であると判断する。

4. 水道料金体系について

水道料金体系は、受益者負担の原則に則り、公平な負担を求めるものでなければならず、かつ健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保するものでなければならない。

企業団が採用している水道料金体系は、基本水量付口径別段階別従量制となっており、大口需要者が高い水道料金を負担することで、小口需要者である一般家庭の水道料金を低廉化する役割を担ってきた。

しかし近年、大口需要者が社会環境や経済動向により使用水量が少なくなっているため、1 m³当たり単価の高い区分の使用水量が減少する一方、一般家庭ではライフスタイルの変化や、節水意識の向上及び節水型機器の普及により、家庭用水の需要も減少している。

そこで、社会環境や経済動向による使用水量の変動に影響を受けにくい、安定した料金収入を確保するには、経常的に発生する施設維持管理費などの固定費が使用水量の多少に関わらず発生する費用であることから、基本料金として使用者に公平に負担してもらうことが望ましい。現在は、固定費を基本料金で回収している割合が低く、使用水量の負担の公平性を考慮すると、将来的には固定費を基本料金で回収することが望ましく、料金収入に占める基本料金の割合を高くすることは、安定した収入を確保することにもつながる。

しかしながら、固定費を基本料金で賄う料金体系への移行は、利用者の負担が急激に増加しないよう、緩やかに行っていく配慮が求められる。

付帯事項

- ・ 水源や浄水施設について、これまでも統廃合などを行ってきたが、今後も調査検証を行い、費用対効果の低い施設については合理化を進めるなど、さらなる経費節減を図りたい。
- ・ 企業団は、両市の事業エリアへの安全な水を安定供給することを目的として、国や県の構想に基づき、両市の方針により設立され事業を進めてきた。しかし、当初計画で見込んでいた7万人の給水人口は、現在4万人と伸び悩んでいることから想定していた営業収入は得られていない。よって、料金改定は必要ではあるが、経営改善を料金改定のみ依存することは利用者の理解を得難いことが想定される。これらのことから、給水量の増加に向けてエリア内の未加入簡易水道の統合等の努力を進め計画を推進していくと共に、両市からの繰入金を増額し、将来の経営の健全化に向けて配慮を願いたい。
- ・ 料金体系の水道料金以外の項目について検証すると、13mm口径の加入金が他の口径に比べ低く抑えられている。加入金は、施設整備に対し利用者が利用形態に合わせ平等に負担する性質のものであることから、本来あるべき金額に改めることが望ましい。また、加入に伴い発生する分岐工事等の審査や検査及び立合の手数料については、県内の他企業体と比較を行っても全体的に非常に低い料金となっている。当該事務に要する経費の検証等を行い、適正な料金に改めるべきである。
- ・ 料金改定は利用者に大きな影響をあたえるものである。また、企業団に統合後初めての改定であることから、利用者に対し必要性を十分に周知説明するとともに、水道事業の概要及び経営状況についても積極的に情報提供を行い、事業に対する理解が更に深まるよう努められたい。